

**「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府
との間の交換公文を通じた地理的表示の保護」に対する意見募集について**

国税庁では、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」という。）に基づき、酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文（平成 28 年 2 月 4 日）を通じて、日本国内で保護をする地理的表示の確認を行っております。

別添の地理的表示を日本国内で保護をすることについて、表示基準第 7 項の規定に基づき、御意見を求めます。

（注） 別添の地理的表示を保護することにより、原則として、当該地理的表示の産地以外の地域を産地とする酒類に当該名称を使用することができなくなります。

御意見（日本語に限ります。）がありましたら、令和 3 年 10 月 7 日（木）（必着）までに、郵便等、FAX 又はインターネットにより下記までお寄せください。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

おって、御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見の送付先】

○ 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁 課税部酒税課輸出促進室 国際交渉第一係

○ FAX による場合

FAX 番号：03-3581-4182

○ インターネットによる場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）

【お問合せ先】

- 国税庁 課税部酒税課輸出促進室 国際交渉第一係
TEL：03-3581-4161（内線 3507）